

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の変更に関する 特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解の概要

1. 変更内容と認定審査の基準との関係

- 審査委員会では、要求基準（19項目）への適合確認及び評価基準（25項目）ごとの評価を行い、認定審査を実施。
- 今般の計画変更についても、要求基準及び評価基準のうち関係する項目について整理。
- 要求基準について不適合となるものはない及び評価基準について再評価を行うほどの大きな影響はないと考えられる。

2. 関係する審査基準

- 以下のとおり、審査への影響や再評価を行うほどの大きな影響はないと判断。

- ・資金調達の確実性【要求基準4】
- ・財務の安定性【評価基準21】
事業費増加分は少数株主の出資で対応すること、また、フリーキャッシュフローが黒字化する時期に変更がなく、財務リスクが発生した場合の対処も可能であることを確認
- ・コンプライアンスの確保【要求基準7】
- ・反社会勢力の排除【要求基準8】
追加される少数株主の廉潔性について、反社会勢力に該当しないこと等の誓約書が提出されていること、大阪府警察への照会結果に問題がないことを確認
- ・カジノ収益の活用【要求基準16】【評価基準24】
カジノ事業の収益の活用の具体的内容に変更がなく、収支計画等との整合性もとれていることを確認
- ・IR事業の継続的な実施【要求基準11】
- ・カジノ有害影響排除【要求基準15】
- ・事業遂行能力【評価基準20】
IR事業者の中核株主（日本MGM・オリックス）の出資割合は認定時の計画の割合（各40%）を下回らないことを確認
- ・カジノ収益の活用【要求基準16】【評価基準24】
カジノ事業の収益の活用の具体的内容に変更がなく、収支計画等との整合性もとれていることを確認
- ・IR区域整備による経済的社会的効果【要求基準18】
- ・地域経済への効果【評価基準18】
経済波及効果が引き下がらないことを確認

3. 区域整備計画の変更手続

IR整備法令にて大臣認定と変更届出の2つの手続きが規定

<変更届出に該当する要件>

- 以下の変更であって計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの
 - 計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

4. 今般の変更内容を踏まえた変更手続

- 今般の変更は、計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であり、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断する。
- 少数株主の追加、資金調達の内訳の変更
 - ・IR事業者の中核株主の出資割合は、認定時の計画の割合（各40%）を下回らない状況であり、IR事業者の事業遂行能力に影響がなく、計画の内容の実質的な変更を伴う変更ではないと判断される。
- 事業費の変更
 - ・事業費の変更によりIR施設の規模や機能、カジノ収益の活用のあり方に変更はないなど、計画の内容の実質的な変更を伴う変更ではないと判断される。
- 今般の変更内容については、要求基準に不適合となる点がなく、かつ、評価基準について再評価を行うほどの影響がないことから、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断される。